

7-4 帳票要件_固定資産税 (2.0版に向けた修正案)

7-4 帳票要件_固定資産税 (2.0版に向けた修正案)										実現性評価に対する対応											
種別	No.	帳票名称	帳票概要 (帳票の用途)	主な出力条件	運用	実現性評価 (有無)	印刷 (外部帳票)	印刷サイズ (外部帳票)	代替可否 (内部帳票)	備考	要件の考え方・理由	参考：事業者からの疑義事項 ※APPLIC税ITとしてのご意見ではなく、あくまで各社からの疑義事項や意見。	事業者からの実現性評価の結果を踏まえた事務局方針 ※要件緩和などの検討。	業務	方針	区分	賛成	反対	不明	団体回答結果	事務局方針
内部	13	固定資産 (家屋) の決定価格集計表	家屋及び減価分家屋の構造・用途別の前基準年度と当該年度の評価額を比較するための帳票。 任意の時点における家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳上の情報の集計表で、木造・非木造の別、用途別等で、棟数、決定価格等が記載されている。	・対象となる年度を指定する。 ・集計の対象となる時点を指定する。 ・対象となる家屋を指定できること。 ・家屋の構造・用途の別を指定できること。	実装 すべ き	実装 すべ き	—	—	EUC で代 替可	—		■通常版・小規模版 【全団体】 (1) 以下2つの出力条件について、事業者から不要ではないかのご意見があるため、削除したいと思いますが支障ないか確認させていただきます。 ①「家屋の構造・用途の別を指定できること」については、本帳票は構造を用途別に集計するための帳票であるため、構造のみ又は用途のみで抽出する機能は不要ではないかとの意見。 ②「対象となる家屋を指定できること」については、本帳票は集計表であるため、家屋を指定する必要はないのではないかとの意見。 別シート①統計調査確認事項をご回答ください。 別シート②対象となる時点の指定の必要性確認をご回答下さい。	土地 家屋	変 更 あ り	質 問	8	0	0	賛成:10団体	概ね賛成いただいたため、事務局方針どおりとさせていただきます。	
内部	14	大字毎評価額一覧表	家屋を大字ごとに集計した結果を確認するための帳票。 任意の時点における家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳上の情報の集計表で、大字ごとに集計した評価額、税額等が記載されている。	・対象となる年度を指定する。 ・対象となる日付を指定する。 ・対象となる家屋を指定できること。 ・対象となる家屋の所在地 (大字) を指定できること。	実装 し て も し く な く も 良 い	実装 し て も し く な く も 良 い	—	—	EUC で代 替可	—	■#56 ・疑義/意見区分:「要件への意見」 ・機能/帳票区分:「帳票」 ・要件番号:14 大字毎評価額一覧表 主な出力条件において、他の要件は「町丁目」となっているに対して、この要件だけ「所在地 (大字)」となっております。表現の統一を希望します。	別シート①統計調査確認事項をご回答ください。 別シート②対象となる時点の指定の必要性確認をご回答下さい。 【全団体】 本帳票は、「家屋を大字ごとに集計した結果を確認するための帳票」であるため、出力条件として「対象となる家屋の所在地 (大字)」を指定できることのみを希望いたします。また、帳票間の表現の統一を図るため、以下帳票の出力条件のうち「対象となる町丁目」を指定できることを「対象となる家屋の所在地 (大字)」を指定できることに表現を変更いたしますが、よろしいでしょうか。 No.15 家屋登記情報マスタの異動確認表 No.16 家屋課税台帳の異動確認表 No.82 税額の減額措置リスト No.83 減免リスト	土地 家屋	変 更 あ り	質 問	8	0	0	賛成:10団体	概ね賛成いただいたため、事務局方針どおりとさせていただきます。	
内部	55	宛名同定確認リスト	宛名の同定処理結果を確認するための帳票。 指定した任意の期間内において同定処理を行った宛名の一覧表で、前住所、課税標準額等の情報が記載されている。	・確認の対象となる処理を行った期間を指定する。	実装 すべ き	実装 すべ き	—	—	EUC で代 替可	—	■#73 合併等を除いて宛名同定をおこなう状況が不明。 所有権移転と何が違うのか要件が明確に記載いたさない。 機能要件に「宛名同定」の記載が無い。 「等」の範囲が不明確。 「…」同一人で複数の宛名が存在する場合に、宛名番号の関連付けを行い、関連付けした語元表、帳票レイアウトを帳票要件に記載してください。最低限必須項目は例示してください。 「実装してもなくても良い帳票」として定義いただきたい。	【全団体】 宛名の同一人の特定のために固定資産税情報が必要になる等、税務共通要件だけでなく固定資産税の標準仕様書でも別途要件化する必要がある場合、その理由を教えてください。 税務共通要件 1.1.2. 「…」同一人で複数の宛名が存在する場合に、宛名番号の関連付けを行い、関連付けした宛名の中で、代表して使用する宛名を管理 (設定/解除) できること。 同一人の可能性のある者について、任意のタイミングで出力できること。 任意の転入処理日を期間指定し、住居者若しくは同一人の可能性のある住居外者の宛名情報を出力できること。…」	土地 家屋	変 更 あ り	質 問	3	1	2	賛成:3団体 B市、F市、J市 条件付き賛成:3団体 C市、E市、K市 ※税務共通要件で要件化されるならば賛成 反対:1団体 A市 不明:1団体 G市	税務共通要件「代表して使用する宛名を管理 (設定/解除) できること」とあり、内部帳票の印字項目はペンの実装に委ねることとしているため、各税目における同一人の特定に必要な項目が印字されるよう実装できる想定です。 したがって、固定資産税の標準仕様書には要件化いたしません。	
外部	65	土地価格等縦覧帳簿	地方税法施行規則第33号の2に基づく帳票。 土地 (補充) 課税台帳に登録された価格等が記載された帳簿で、土地に係る固定資産税の納税者の縦覧に供する。	・対象となる年度を指定する。 ・対象となる土地を指定できること。 ・対象となる地区の指定ができること。 ・対象となる土地の地目を指定できること。	実装 すべ き	実装 すべ き	汎 用 紙	A4縦	—	—	—		※No.65とNo.66は同様の論点。 ■通常版・小規模版 【全団体】 いくつかの事業者から本帳票における主な出力条件のうち以下の条件については実装がなく、また2025年までの実装も困難とのご意見をいただきました。つきましては、以下の出力条件を削除しようと考えておりますがよろしいでしょうか？ ・対象となる土地を指定できること。 ・対象となる地区の指定ができること。 ・対象となる土地の地目を指定できること。	土地 家屋	変 更 あ り	質 問	7	3	0	賛成:8団体 反対:3団体 A市、C市、I市	【A市】 「土地・家屋の所在する大字ごとに、縦覧帳簿を作成しているため、地区・地目の指定は必要である。」というご意見を推測いたしました。 資料②の#274で、土地・家屋縦覧帳簿を内部帳票として要件化することといたしました。「出力条件」として要件化はしますが、要件化していない機能等の実装有無は、ペンの委ねることとなります。 【C市】 縦覧の求めがある度に本帳票を出力していただく想定ではなく、年度当初に1回帳簿 (紙媒体、データどちらでも) を作成し、そのうち該当する箇所を縦覧の用に供していただく想定です。 出力するタイミングは、原則として毎年度1回しかないと考えられるため、一部の固定資産を選択して出力する機能は、必ずしも必要ではないと考えておりますが、いかがでしょうか。 【市】 縦覧は、自己所有する固定資産評価額と市町村内の他の固定資産評価額を比較することが目的であるため、免状未済の資産についても印字される想定です。
外部	66	家屋価格等縦覧帳簿	地方税法施行規則第33号の3に基づく帳票。 家屋 (補充) 課税台帳に登録された価格等が記載された帳簿で、家屋に係る固定資産税の納税者の縦覧に供する。	・対象となる年度を指定する。こと。 ・対象となる地区の指定ができること。	実装 すべ き	実装 すべ き	汎 用 紙	A4縦	—	—	—		※No.65とNo.66は同様の論点。 ■通常版・小規模版 【全団体】 いくつかの事業者から本帳票における主な出力条件のうち以下の条件については実装がなく、また2025年までの実装も困難とのご意見をいただきました。つきましては、以下の出力条件を削除しようと考えておりますがよろしいでしょうか？ ・対象となる家屋を指定できること。 ・対象となる地区の指定ができること。	土地 家屋	変 更 あ り	質 問	8	2	0	賛成:8団体 反対:3団体 A市、C市、I市	上記と同様

種別 内/外	No.	帳票名称	帳票概要(帳票の用途)	主な出力条件	届出 期限	届出 場所 (住所)	届出 方法 (紙/電)	代替 可能 (内/外)	備考	要件の 考え方・運 用	※参考：事業者からの帳票事項 ※APPLICERTとしてのご意見ではなく、 あくまで各社からの帳票事項や意見。	事業者からの実現性評価の結果を踏まえた事務局方針 ※要件緩和などの検討。	業 務 方 針	区 分	賛 成	反 対	不 明	団体回答結果	事務局方針	
内部	67	調定表	調定結果を確認するための帳票。 当初課税処理、税額更正処理等のタイミングで、当該処理によって確定した指定年度の固定資産税の明細税額、年税額等が、個人・法人、資産区分(土地・家屋・償却資産)ごと等に分かれて記載されている。	・対象となる年度を指定する。 ・集計の対象となる時点を指定すること。 ・対象となる納税義務者を指定できること。 ・対象となる資産(土地・家屋・償却資産)を指定できること。 ・対象となる個人・法人の別を指定できること。 ＜実装してもなくても良い出力条件＞ ・税額更正処理の場合は、結果ごと(増額・減額の別)に出力できること。 ・固定資産税、都市計画税の別を指定できること。	実装 すべき	—	—	代替 不可	—	■#77 対象となる資産の指定は必要でしょうか。 指定する場合は、土地・家屋・償却毎の年税額や個別税額の出力はできないと思われま す。 ※土地家屋と償却資産を別課税している場合に、それぞれを指定して出力できることというのであれば問題ございません。ただし、記載内容については明確なるよう記載をお願いいたします。	■通常版・小規模版 事業者からは、「対象となる資産(土地・家屋・償却資産)を指定できること。」という出力条件を指定していることで、以下7パターンでの出力ができるように実装しなければならぬ ない。機能が過大になるという意見をいただいております。 ＜必要になる7パターン＞ ①土地・家屋・償却資産 ②土地・家屋 ③土地・償却資産 ④家屋・償却資産 ⑤土地のみ ⑥家屋のみ ⑦償却資産のみ	土地 家屋	変 更 あり	質 問	7	0	2	賛成:8団体 不明:2団体 G市、K市	概ね賛成いただきましたので、事務局方針どおりといたします。	
外部	70	納税通知書(土地・家屋) (都計なし)	納税義務者に対し、該当年度の固定資産税(土地・家屋)の税額等を通知する帳票。 対象となる納税義務者に係る固定資産税の年税額等が記載されている。 都市計画税に係る項目は記載されていない。	・対象となる年度を指定する。 ・対象となる納税義務者を指定できること。	実装 すべき	実装 すべき	専用 紙	不定 形	—	当初課税と更正課税の場合で、納税通知書を分けたいという運用もあるもの、本性様書においては、当初課税と更正課税とを同一の帳票を用いる整理とした。また、更正課税の場合には、更正(価格・賦課)決定通知書をあわせて送付する運用を想定している。また、納税通知書と、納付書又は課税明細書を一体化する等の出力方法については事業者のパッケージに委ねることとしている。	■#78-疑義/意見区分:「要件への意見」 ・機能/帳票区分:「帳票」 ・要件項番:70 -本文 納税義務者に対し、該当年度の固定資産税(土地・家屋)の税額等を通知する帳票。 対象となる納税義務者に係る固定資産税の年税額等が記載されている。 都市計画税に係る項目は記載されていない。 ＜意見＞ 単一義務者で、土地・家屋と償却資産を分けて課税データが作成できる仕組みが必要 大幅なデータベースを含めた改修が見込まれる。 実装してもなくても良い帳票としていただきたい。	【全団体】 ・納税通知書、更正(価格・賦課)決定について、以下の3パターンの帳票を実装すべき帳票としておりますが、事業者から、②③については妥当な法的根拠が見当たらず、かつ実現には大幅なデータベースを含めた改修が見込まれるとのご意見がありました。 つきましては、②及び③のパターンを実装してもなくても良い帳票として整理いたしますが、よろしいでしょうか。 ① 土地・家屋・償却資産 ② 土地・家屋 ③ 償却資産 ・上記に関連して、償却資産に係る事項ですが、当初納通で3資産分の納通を送付している場合であっても、大団配分・知事配分の修正に修正納通については償却部分のみの納通を送付しているケースがあるか、確認させていただきます。	土地 家屋	変 更 あり	質 問	7	2	1	賛成:8団体 反対:2団体 I市、K市 不明:1団体 G市	概ね賛成いただきましたので、事務局方針のとおりといたします。 【K市】 「実装してもなくても良い帳票であっても、K市のような運用を行っている団体は相当数いると考えられ、ニーズに応じて、機能や帳票が実装されるものと想定しています。
内部	77	発送簿	発行した納税通知書の封入番号や対応する送付先住所を確認するための帳票。 納税通知書の一覧表で、各納税通知書について、納税義務者氏名、送付先住所、封入番号等が記載されている。	・対象となる年度を指定する。 ・一覧を出力する時点を指定する。 ・対象となる納税義務者を指定できること。 ・対象となる資産(土地・家屋・償却資産)を指定できること。	実装 すべき	実装 すべき	—	EUC で代 替可	—	■#82 「封入番号」の記載がありますが、納税通知書の語彙表に該当項目が無い認識です。追加が必要ではないでしょうか。 「封入番号」が何を示すかわかりません。 ■#83 帳票全般における抽出条件が必須の内容か疑問があります。「主な出力条件」は帳票を理する上での参考情報として、実装必須の要件から除外はできないでしょうか(発送簿は目次のような目的であり、基本抽出は不要と考えます)。 ・一覧を出力する時点を指定する。 ・対象となる納税義務者を指定できること。 ・対象となる資産(土地・家屋・償却資産)を指定できること。 ■#84 発送簿は義務者単位なので、資産単位で指定する必要が無い。要件から除いていただきたい。	■通常版・小規模版 土地・家屋のみ管理しているシステムから発送簿を出力するとき、対象となる資産(土地・家屋・償却資産)を指定しなくても、発送簿に出力される資産は土地・家屋に限られる(償却資産の外管理しているシステムでは、同時に償却資産のみ出力される。)ことから、本帳票の出力条件から「対象となる資産(土地・家屋・償却資産)を指定できること。」を削除いたしますが、よろしいでしょうか。 ■通常版・小規模版 納税通知書の印字項目として、連番(引き抜き用連番)を追加いたします。 また、本帳票の帳票概要に記載のある「封入番号」を、「連番(引き抜き用連番)」といたします。	土地 家屋	変 更 あり	質 問	8	1	1	賛成:9団体 反対:1団体 G市 不明:1団体 K市	概ね賛成いただきましたので、事務局方針のとおりといたします。 【K市】 本帳票は内部帳票であるため、帳票概要に記載している印字項目以外の項目の印字については、ペンの実装に委ねます。 抽出日が必要不可欠であれば、帳票概要に記載することについては、抽出日が必要な理由を教えてください。	
内部	80	死亡者一覧	納税義務者等のうち死亡した者を確認するための帳票。 納税義務者等のうち指定した任意の期間内における死亡者の一覧表で、各死亡者について、氏名、住所、死亡年月日等の情報が記載されている。	・対象となる年度を指定する。 ・一覧を出力する時点を指定する。 ・課税の有無を指定できること。 ・資産の有無を指定できること。	実装 すべき	実装 すべき	—	EUC で代 替可	—	■#85 -疑義/意見区分:「要件への意見」 ・機能/帳票区分:「帳票」 ・要件項番:80 -本文 課税の無」「資産の無」の抽出は不要ではないでしょうか。資産及び課税のある人を対象とした調査と理解しております。 資産を持っている場合に課税の有無を判断する理由がわからない。資産を所有していれば、対象とすべきではないかと考えています。 課税の有無で判断して免税点未満の対象が漏れることに繋がるので不要な機能のため、削除していただきたいと思ひます。	■通常版・小規模版 【全団体】 ①貴団体の死亡者一覧(固定資産税システムから出力したもの)に記載される者は、以下のうちどれに該当しますか? 1資産を有している者 2資産を有している者と資産を有していない者の両方 3その他(具体的に) 4死亡者一覧を使用していない ②貴団体において死亡者一覧をどのような用途に用いているかご教示ください。	土地 家屋	変 更 あり	質 問	3	1	0	1:5団体 A市、B市、F市、H市 2:1団体 E市 3:2団体 J市、K市 4:2団体 D市、G市 その他:1団体 C市	ご回答の結果、ほとんどの団体で、固定資産を所有している者のうち死亡した者を一覧表として出力していることが分かりました。 したがって、「出力条件」のうち、以下2つを削除いたします。 ・課税の有無を指定できること。 ・資産の有無を指定できること。 ※帳票概要において「納税義務者等のうち死亡した者を確認するための帳票」としていることから、課税の有無や資産の有無を「出力条件」で指定する必要はないと考えます。	